

(別紙)

募 集 要 項

勤務場所	東京家庭裁判所 東京都千代田区霞が関 1－1－2
職種	事務補助員（家事部）
採用人数	1 人程度
採用予定期間	令和 8 年 9 月 2 5 日（金）から令和 8 年 1 2 月 3 1 日（木）まで
職務内容	事務補助（パソコンのデータ入力、電話対応、資料作成等）
勤務時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（4 5 分休憩）
給与	日額 1 1, 0 9 0 円から 1 2, 8 4 9 円までの範囲で個別に決定される。 通勤手当相当額は月額 1 5 万円を限度とする。
選考資格	不問
選考方法	1 筆記試験（作文） 2 口述試験（人物試験及び経歴評定）（1 の合格者に対して実施する。） 採用しようとする官職の職務の内容に照らし、過去の経歴の有効性の判定も行う。
選考日時及び 選考場所	1 筆記試験（作文） 日時 令和 8 年 9 月 4 日（金）午前 9 時 3 0 分から 集合時刻及び場所については、別途通知する。 2 口述試験（人物試験及び経歴評定） 日時 令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 集合時刻及び場所については、別途通知する。
応募受付期間 及び受付時間	受付期間：令和 8 年 8 月 1 9 日（水）から 8 月 2 5 日（火）まで 受付時間：午前 9 時 0 0 分から午後 5 時まで ただし、応募者多数の場合は、締切日前に募集を打ち切ることがある。
応募方法	応募者は、東京家庭裁判所人事課任用係宛てに電話連絡の上、履歴書を 令和 8 年 8 月 2 6 日（水）（必着）までに、同係宛てに郵送する。 なお、履歴書には、必ず連絡先となる電話番号を明記し、写真（6 か月以 内に撮影したもの）を貼付する。
その他	1 採用期間が変更される可能性がある（産休代替職員である。）。 2 採用予定期間経過後、別途選考手続を経た上で、任期付採用職員等 （育休代替要員であり、給与及び勤務時間については正規職員と同一 の法規の適用を受ける。）として勤務が一定期間継続となる可能性 があるため、引き続き勤務することに支障ない者が望ましい。ただし、 日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第 3 8 条の規定に該当する 者は任期付採用職員等として採用することはできない。
問合せ先	東京家庭裁判所人事課任用係 電話 0 3－3 5 0 2－7 1 0 8 住所 〒1 0 0－8 9 5 6 東京都千代田区霞が関 1－1－2

東京家庭裁判所